

## 令和7年度中核機関（江別市成年後見支援センター） 運営業務等事業計画書（案）

### 【中核機関（江別市成年後見支援センター）運営業務】

#### 1. 業務に対する基本的考え

江別市の人口は、117,516人、うち65歳以上の高齢者は38,637人（高齢化率32.9%）であり（令和7年4月1日時点の住民基本台帳より）、高齢化率が年々増加している状況である。また、障がい者においては、障がい者福祉計画に基づき、施設入所者の地域生活への移行が進められている。

高齢者の増加に伴う認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中、誰もが安心して自分らしく**地域社会に参加し**、暮らし続けるために本人の判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援が求められており、**地域共生社会の実現に向けて**、成年後見制度や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護支援の一層の充実が不可欠である。

江別市成年後見支援センターは、判断能力に不安のある方の日常生活や財産管理等に関する相談支援業務を行うとともに、江別市が「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」に基づき設置する中核機関として、成年後見制度その他権利擁護支援に関わる専門職団体、関係機関及び地域の関係者等との連携を図りながら、制度の利用促進に向けて効果的に事業を展開していくものとする。

**また、地域福祉を推進する担い手として市民後見人を養成し、安心して活動できるよう定期的な研修や助言等を行い、その活動を支援するとともに、広く市民に周知することとする。**

#### 2. 実施内容

##### （1）相談対応及び利用支援

成年後見制度その他権利擁護支援に関する総合相談体制の充実を図り、適切な制度利用や支援に繋げていくこととする。

制度利用を必要とする人や支援者に対する相談対応、申立書及び手続書類の作成に関する助言などの利用支援を行う。

また、適切な制度利用や権利擁護支援につなげるために、中核機関が設置する地域連携ネットワークを活用し、地域包括支援センターや障がい者支援センターなどの相談支援機関及び専門職等との密接な連携及び情報共有を図る。

##### （2）成年後見制度市長申立ての支援

家庭裁判所へ申立てを行う親族がいない人に係る市長申立てについて、手続きの準備段階から市と連携し必要な情報収集に努め、円滑な申立てができるよう支援を行う。

##### （3）市民後見人の活動に対する相談支援及び業務管理

市民後見人が公正かつ適正に後見活動ができるよう、定期的な面談や随時相談支援を行う。個人受任後は、市民後見人の特性を生かした後見活動ができるよう必要なフ

フォローを行うとともに、4カ月毎に市民後見人の業務内容の確認を行うなど適切な業務管理を行う。

#### (4) 市民後見人の活動紹介

後見活動の担い手である市民後見人の役割を、広く市民に知ってもらうようホームページや出前講座等で紹介する。

#### (5) 市民後見人候補者の登録・管理

市民後見人の円滑な受任を支援するため、市民後見人として登録を希望する者について名簿を作成・管理し、登録の継続について意向確認を行う。

#### (6) 受任調整会議の運営

利用支援を行う案件において後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の受任候補者が決定していない場合に、成年後見人等の受任調整を行うための受任調整会議を運営する。

なお、受任調整会議の設置及び運営については、別に定める。

#### (7) 成年後見人等の推薦

受任調整会議の結果を受け、家庭裁判所に対し、成年後見人等の候補者（専門職・法人・市民後見人）の推薦を行うとともに、より適切な成年後見人等が選任されるよう、支援対象者の状況や必要な支援内容等について家庭裁判所へ情報を提供する。

#### (8) 成年後見人等の後見活動に対する相談支援

親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心して適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口の周知など相談しやすい環境整備に取り組むとともに、成年被後見人等や成年後見人等を支援する身近な「支援チーム」結成の支援・調整を行う。

また、親族後見人等が、知識や経験不足により不適切な事務を意図せず行うことがないように家庭裁判所等と連携しサポートする。

#### (9) 地域連携ネットワークの運営

地域連携ネットワーク協議会の開催やチームへの支援等を通じて、権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期相談、対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した早期支援につなげるために、地域包括支援センターや障がい者支援センターをはじめとする相談支援機関、介護・障がいの事業所、生活困窮者自立支援機関、医療機関等の関係機関や成年後見制度に関わる専門職、地域の関係者及び家庭裁判所と連携する地域連携ネットワークを運営する。

#### (10) 家庭裁判所との連携体制及び信頼関係の構築

受任調整や成年後見人等の支援をはじめとした中核機関の業務が円滑に進められるよう、家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼関係の構築に取り組む。

#### (11) 日常生活自立支援事業等との連携

江別市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業から成年後見制度へ切れ目なく支援することができるよう、当該事業との連携を推進する。

また、多様で複合的な課題を有する高齢者等を早期発見・早期支援につなげるために、状況に応じて江別市社会福祉協議会が行う各種事業等との連携を図る。

(12) その他

上記各号の他、成年後見制度の利用促進に必要な事業を行う。

また、中核機関の運営その他委託業務の執行に関し、必要な事項が発生した場合は、市と協議のうえ、適切に対応する。

3. スケジュール

別紙「スケジュール表」のとおり

4. 実施体制

(1) 中核機関相談支援員

配置人数	3名（資格：社会福祉士有資格者又は保健、医療、福祉等の分野における業務に3年以上従事している者）。但し、本業務の遂行に支障のない範囲で他の業務を兼務することができる。
相談支援員	主任相談支援員：平塚 巧也 相談支援員：杉村 錬、成田 茉樹
勤務形態	専任・常勤 8：45～17：15
勤務日数	週5日勤務（ただし土、日、祝日定休）
配置場所	江別市社会福祉協議会

(2) その他

本業務の実施にあたっては、中核機関の長が相談員の指導監督を担うとともに、法人職員が必要に応じて適切なサポートを行うものとする。

**【市民後見人フォローアップ研修開催運營業務】**

1. 業務に対する基本的考え

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、また、障がいのある方の地域生活への移行に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要は、今後さらに増大することが見込まれている。

一方、地域の専門職の人数にも限りがあり、新たな後見業務の担い手として、このような支援対象者と同じ地域で生活し、身近な存在として寄り添い、きめ細かい対応が期待できる市民後見人の存在が求められている。

それらの需要に対応するため養成した市民後見人候補者に対し、後見活動にあたって必要な知識や姿勢を改めて学ぶ機会を提供することにより、当該候補者の資質の向上及び意欲の維持を図るため、市民後見人フォローアップ研修（以下「研修」という）を開催する。

2. 実施内容

(1) 市民後見人の育成

市民後見人として登録している者の資質の向上及び意欲の維持を図るため、成年後見制度に関する研修を年2回開催する。

- ①第1回：外部の専門講師に特殊詐欺及びキャッシュレス等に関することを学ぶ。
- ②第2回：外部の専門講師に成年後見制度利用促進基本計画に沿った内容を講義していただき、今後の制度の動向等について学ぶ。

(2) 市民後見人意向確認

市民後見人の円滑な受任を支援するため、市民後見人候補者登録について意向確認を行う。

(3) その他

市民後見人候補者には、市民後見人個人受任や法人後見支援員として活動する際に役立つ研修を企画検討する。

## 【成年後見制度普及啓発業務】

### 1. 業務に対する基本的考え

成年後見制度は、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な制度であり、今後、需要がさらに高まることが見込まれるが、市民にとって身近な制度としての認知度は低い現状にある。

そこで、制度利用が必要な市民が安心して適切に制度を利用できるよう、広く市民に周知するとともに、成年後見支援センターをはじめとする相談支援窓口及び市民後見人の認知度の向上を図るため、成年後見制度普及啓発業務を実施する。

### 2. 実施内容

成年後見制度の利用を必要とする人が早期に発見され、適切に制度利用に結びつくよう、市民向けリーフレットの作成や講演会の開催、判断能力が十分でない人に接する機会が多い民生委員や自治会、福祉・医療関係者等を対象とした研修会の実施など、様々な方法により制度や相談支援窓口に対する市民の認知度の向上を図る。

(1) 成年後見制度、相談支援窓口、市民後見人及び中核機関（江別市成年後見支援センター）の役割等の普及啓発

①成年後見支援センター及び成年後見制度に係るチラシを作成し、出前講座や市内イベント・行事等の際に配布する。

②多くの市民が成年後見制度に触れる機会を設けるため、当法人の広報誌やホームページを活用し、成年後見支援センターの業務内容や市民後見人、支援事例等を紹介する。

(2) 市民向け講演会の開催

①実施時期：令和7年11月中旬

②参加人数：100名以上

③講演内容：弁護士による成年後見制度の解説

(仮題) これからの成年後見制度・権利擁護支援

(3) 関係機関との研修

関係機関からの要請に基づき、関係機関との研修を必要に応じて実施し、制度の活用方法等について周知を図る。

(4) 出前講座の実施

関係機関や民生委員・児童委員、その他団体からの依頼に応じ、成年後見制度及び成年後見支援センターに関する出前講座を実施する。

(5) その他

日常業務において、一般市民や高齢者及び障がい者等を支援する団体・機関に対し、成年後見制度及び市民後見人について理解を深めるため広く普及・啓発を行う。

**【市民後見人養成講座開催運営業務】**

1. 業務に対する基本的考え

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、また、障がいのある方の地域生活への移行に伴い、成年後見制度利用の必要性は一層高まってきており、今後さらに増大することが見込まれている。その需要に対応するため、地域貢献への関心の高い一般市民を市民後見人として養成し、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性を習得することを目的に市民後見人養成講座（以下「講座」とする。）を開催する。

2. 実施内容

(1) 講座内容

①事前説明会

外部講師及び中核機関職員より、市民後見人の必要性や活動内容について理解を深める。

②養成講座（座学）

開催日数は6日間とし、定員は30名程度とする。

③施設見学

市内の介護及び障がいの事業所に施設見学を行う。

(2) 講座修了者

修了証を交付するとともに、講座修了者は市民後見人候補者として登録する。

令和7年度業務予定表

課・係名: 江別市成年後見支援センター

業務・項目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1.市への実績報告、委託料請求、見積書提出、委託契約締結、毎月実施状況報告書提出市との定期打ち合わせ	・年間実績報告 ・委託料請求 ・見積書提出 ・委託契約締結			・四半期第1回 報告(上旬)			・四半期第2回 報告(上旬)			・四半期第3回 報告(上旬)		・四半期第4回 報告(下旬)
	・実施状況報告書 ・市打ち合わせ	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書	・実施状況報告書
2.相談 (参考) ・令和元年度:139件 ・令和2年度:112件 ・令和3年度:146件 ・令和4年度:136件 ・令和5年度:133件 ・令和6年度:155件	→											
3.法人後見受任、法人後見辞任・市民後見人選任 (法人後見 参考) ・令和元年度:8件 ・令和2年度:5件 ・令和3年度:6件 ・令和4年度:5件 ・令和5年度:6件 ・令和6年度:5件		・法人受任 1件 (受任調整会議)		・法人受任 1件 (受任調整会議)		・法人受任 1件 (受任調整会議)		・法人受任 1件 (受任調整会議)				
	法人後見支援員の報酬計算 →											
	法人後見受任者 家裁報告(24件分) →											
4.市民後見人定期面談 (市民後見人個人受任 参考) ・令和2年度:3件 ・令和3年度:2件 ・令和4年度:0件 ・令和5年度:1件 ・令和6年度:1件	・2件	・1件		・1件	・1件	・1件		・1件	・1件	・1件		・1件
5.市民後見人フォローアップ研修	・講師調整、内容検討		★6/18 第1回 フォローアップ 研修		★第2回フォ ローアップ研修							
6.市民向け講演会				・講師調整、内容検討等				開催予定				
7.普及啓発(出前講座) (参考) ・令和元年度:5回 ・令和2年度:4回 ・令和3年度:3回 ・令和4年度:4回 ・令和5年度:7回 ・令和6年度:9回	・依頼あり次第 随時 →											
8.運営協議会(市主催)			★第1回								★第2回	
9.地域連携ネットワーク会議				★								
10 市民後見人養成講座	講師・スケジュール調整				事前説明会		養成講座開始	→				

※太枠ごとに関係業務、或いは類似の業務を記載し、事務の準備・実施の月などを⇒等で表す。